



年末年始期間中の外来診療体制について

年末年始の診療は以下のとおりです。
あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

～令和5年12月28日（木）通常診療

令和5年	12月	29日	（金）	休診日
令和5年	12月	30日	（土）	休診日
令和5年	12月	31日	（日）	休診日
令和6年	1月	1日	（月）	休診日
令和6年	1月	2日	（火）	休診日
令和6年	1月	3日	（水）	休診日

令和6年1月4日（木）～通常診療

地域連携 外来栄養食事指導について

令和6年1月4日より、管理栄養士が配置されていない医療機関に通院中の患者さんを対象とした、当院管理栄養士による外来栄養食事指導を実施します。
医師による診察後に、栄養食事指導を実施し、後日「栄養食事指導結果報告」にてご報告いたします。

対象患者さんがいらっしゃいましたら、当院へご紹介いただければ幸いです。

実施日：毎週水曜日（休日を除く）
実施時間：①14：30～15：00 ②15：15～15：45 の2枠
問い合わせ先：地域医療福祉連携室
連携室直通 TEL:0197-65-6120 FAX:0197-64-1133

～北上済生会病院では無料および

低額の診療を行っています！！～

（無料低額診療事業について）

明治天皇は「特に生活が貧しく、医療を受けられずに、困っている人達に適切な医療を施すよう」、時の総理大臣 桂太郎に『済生勅語』を発して、全国に「恩賜財団済生会」と済生会病院が創立されました。

北上済生会病院は、上記の主旨に基づいて、病気やケガ等により生計が困難になった方々に対して、必要な医療を受けられるように、「**無料および低額の診療事業**」を行っております。

北上済生会病院の基準にもとづいて審査を行い、無料および低額診療事業の利用が必要と判断された場合には、医療費の自己負担が軽くなります。

無料および低額診療を受けられる方

- ① 世帯全員が市町村民税の非課税の方
- ② 一定の住む家がなく、野外において生活している方（例：ホームレス）
- ③ 身もと不明、行き倒れの方
- ④ その他病院長が必要と認める方

免除の範囲

外来：患者負担割合の1割を減額

入院：一部負担金・食事負担金を全額免額

《申請・手続き》

- ・ご利用にあたりましては、ソーシャルワーカーによる面談が必要です。
- ・収入状況のわかる書類等（例：課税所得証明書など）を確認させていただくことがあります。

